

別冊資料

空家等対策の推進に関する特別措置法	1
奈義町空家の適正管理に関する条例	6
奈義町空家対策協議会運営要綱	10
奈義町空家対策事業補助金交付要綱	13
奈義町空家等寄附受け事業要綱	18
奈義町空家整備促進事業補助金交付要綱	20
奈義町空き家情報バンク制度運営要綱	22
奈義町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱	25

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関する法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関する法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該

職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一條 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、

立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるものほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるものほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行）

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

奈義町空家の適正管理に関する条例

平成28年3月10日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家が防災、衛生、景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に基づき、本町における空家の適正な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家をいう。
- (3) 所有者等 建築物又はこれに附属する工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家にならないよう事前に防止対策を講ずるものとする。

- 2 空家の所有者等は、当該空家が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理をしなければならない。
- 3 特定空家の所有者等は、当該特定空家の状態を早急に改善しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、空家及び特定空家になることを防止するための町民の意識の啓発及び特定空家の状態の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(空家対策計画)

第5条 町長は、空家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家対策計画を定めるものとする。

- 2 空家対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 空家に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家の種類その他の空家に関する対策に関する基本的な方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家の調査に関する事項

- (4) 所有者等による空家の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家及び除却した空家に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家に対する措置(法第 14 条第 1 項の規定による助言若しくは指導、同条第 2 項の規定による勧告、同条第 3 項の規定による命令又は同条第 9 項若しくは第 10 項の規定による代執行をいう。)その他の特定空家への対処に関する事項
- (7) 町民等からの空家に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) 空家の寄附受けに関する事項
- (10) その他空家に関する対策の実施に関し必要な事項

(協議会)

第6条 法第 7 条第 1 項の規定に基づき、奈義町空家対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織し、法第 7 条第 2 項に規定する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を防げない。
- 4 その他、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(立入調査等)

第7条 町長は、空家の所在及び当該空家の所有者等を把握するための調査、その他空家に関し必要な調査を行うことができる。

- 2 所有者等は、前項の規定に基づく調査が行われたときは、これに協力しなければならない。
- 3 町長は、特定空家の状況を把握するため、職員又はその委任した者に、空家と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 4 町長は、前項の規定により立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 5 第 3 項の規定により空家と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(空家の所有者等に関する情報の利用等)

第8条 町長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報を、空家の状況把握のため内部で利用することができる。

- 2 町長は、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家に関するデータベースの整備等)

第9条 町は、空家に関するデータベースの整備、その他空家に関する正確な情報を把握す

るために必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等による適切な管理及び対策の促進)

第10条 町は、所有者等による空家の適切な管理及び空家にしないための対策を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言、その他必要な援助を行うものとする。

(空家及び空家の跡地の活用等)

第11条 町は、空家及び空家の跡地に関する情報の提供、その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(特定空家に対する措置)

第12条 町長は、特定空家の所有者等に対し、当該特定空家の除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 町長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、町長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 町長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家に設置することができる。この場合においては、当該特定空家の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、奈義町行政手続条例（平成9年条例第28号）第13条及び第15条から第29条までの規定は、適用しない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（奈義町委員会委員等報酬及び費用弁償支給方法条例の一部改正）

2 別表奈義町総合計画・総合戦略検証委員会委員の項の次に次のように加える。

奈義町空家等対策 協議会委員	外部有識者				/
	その他				/

奈義町空家対策協議会運営要綱

令和3年11月1日
要綱第 32 号

(目的)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号以下「法」という。）第7条第3項及び奈義町空家の適正管理に関する条例（平成28年条例第1号以下「条例」という。）第6条第4項の規定に基づき、奈義町空家対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていなければ景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家をいう。

(所掌)

第3条 協議会の所掌する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第6条第1項に基づく空家対策計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の実施及び見直しに関すること。
- (3) 空家の寄附受けに関すること
- (4) 特定空家の認定及び措置等に関すること
- (5) 空家の利活用に関すること
- (6) その他協議会の設置の目的を達成するために必要な事項

(会長等)

第4条 協議会に会長を置き、町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、専門部会の部会長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、副会長が会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員（会長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、第3条第4号（特定空家の認定及び措置等に関すること）及び同条第5号（空家の利活用に関すること）を行うため、それぞれに専門部会を置く。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 協議会は、次条第3項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とすることができる。

(専門部会の運営)

第8条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 専門部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者及び有識者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

奈義町空家対策事業補助金交付要綱

令和3年4月1日
要綱第 15 号

(目的)

第1条 この要綱は、町内における空家の活用及び流通を促進するとともに、空家を原因とした住環境及び景観等の悪化を解消するため、奈義町空家対策事業補助金（以下「補助金」という。）交付要綱を設置し、その運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 奈義町空家の適正管理に関する条例第2条第1項第1号（平成28年条例第1号。以下「奈義町空家条例」という。）に定める空家をいう。
- (2) 特定空家 奈義町空家条例第2条第1項第2号に定める空家又はそれになり得る空家をいう。
- (3) 所有者等 空家又は特定空家の所有者又は管理者で、売却又は賃貸を行うことが出来る権利を有する者をいう。
- (4) 登録空家 奈義町空き家情報バンク制度運営要綱（平成23年要綱第12号）第5条第2項の規定により登録された空家
- (5) 購入 自己の居住又は店舗並びに賃貸住宅の用に供するために空家を購入することをいう。
- (6) 家財 空家に使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。
- (7) 除却工事 空家又は特定空家の全部を除却する工事（門扉、塀、立木等の撤去を含む。）をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる補助対象要件のほか、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
 - (2) 奈義町暴力団排除条例（平成23年条例第20号。以下「奈義町暴排条例」という。）第2条に定める暴力団及び暴力団等でないこと。
 - (3) 申請者以外に当該空家又は特定空家の所有権等を有する者（以下「権利関係者」という。）が存する場合は、除却工事の実施について権利関係者全員の同意を得ていること。
- 2 空家又は特定空家が複数の者の共有であり、共有者全員から空家又は特定空家を

除却することについて同意を得られた場合は、共有者の中から代表者を定めて申請者とすることが出来る。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の交付は同一物件に対し補助金の区分ごとに1回限りとする。

2 補助金の交付額は、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 申請者は、補助金交付の対象となる事務取扱担当課と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助金を申請することができる日は、次の各号の定めるところによる。

(1) 空家購入補助金

補助金の交付申請日は、不動産売買契約日（空家購入契約日）1年を経過しない日までとする。

(2) 空家購入家族加算補助金

補助金の交付申請日は、申請者が当該住所地において住民基本台帳に記載された日以降で、空家購入補助の補助金交付額確定通知書の通知日から1年以上が経過した日以降で2年を経過しない日までとする。

(3) 家財整理補助金

補助金の交付申請日は、家財の処分を実行する2週間前までとする。

(4) 除却工事補助金

補助金の交付申請日は、空家又は特定空家の除却工事の着工予定日の1カ月前までとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金の交付をしない旨の通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に条件を付すことができる。

3 第1項の規定に基づく通知を行った後は、補助金の交付を決定した額の増額はできないものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下届（様式第4号）により、速やかに町長にその旨を届け出るものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める事由が生じたき。

2 町長は、前項の規定に基づく取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知しなければならない。

3 補助金の交付の決定を取り消した場合に生じた損害については、町は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助事業の変更)

第10条 申請者は、交付の決定を受けた事業の内容を変更するときは、補助金交付決定変更申請書（様式第6号）に別表に定める添付書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、速やかに町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請内容の審査等を行った上で、その適否を判断し、補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了実績報告書（様式第8号）に別表に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があった場合において、速やかにその内容の審査及び現地確認を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金交付請求書（様式第10号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、第9条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。

(関係法令の遵守等)

第15条 交付決定者及び除却工事業者は、補助対象工事を実施するにあたり、関係法令等を遵守するものとする。

2 前項の規定は、補助対象工事が完了した後においても同様とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(奈義町空き家活用事業補助金交付要綱の廃止)

2 奈義町空き家活用事業補助金交付要綱は廃止する。

別表(第3・4・6・11条関係)

補助対象要件		家財整理補助金		空家購入補助金	
中 請 者	登録空家を購入する者（当該空家の取得を複数の者で共同する時は、その代表者）	登録空家を購入する者（当該空家の取得を複数の者で共同する時は、その代表者）	登録空家を購入する者（当該空家の所有者等又は、家財処分後、3年以上未義理空き家情報バンクに登録することが確認できる所有者等）	第2条第1項第7号に該当する除却工事を行う所有者等	第2条第1項第7号に該当する除却工事に係る経費から、当該空家に係る有価物の売却金額を算し引いた実質的除却費用
補 助 対 象 經 費	空家売買契約に係る購入金額	空家売買契約に係る購入金額	・指定ゴミ袋の購入費用 ・家電リサイクル費用 ・青山団城クリーンセンターに直接搬入して処分する手数料 ・家財整理に伴う掃除委託費用 ・家財等の運搬に使用する車両の賃料 ・その他、家財の処分及び搬出に要する経費として、町長が必要と認めた費用	・登録空家を購入する者（当該空家の所有者等又は、家財処分後、3年以上未義理空き家情報バンクに登録することが確認できる所有者等）	第2条第1項第7号に該当する除却工事に係る経費から、当該空家に係る有価物の売却金額を算し引いた実質的除却費用
補 助 率 等	対象経費の2分の1 (限度額 500,000円)	対象経費の2分の1 (限度額 500,000円)	・空家購入後に定住する世帯人数が3人日から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。 (限度額 500,000円)	対象経費の2分の1 (限度額 200,000円)	対象経費の2分の1 (限度額 500,000円)
添 付 書 類	(交付申請)	(交付申請)	1 空家購入費がかかるもの（不動産の売買契約書等の写し） 2 位置図（付近見取図） 3 現況写真 4 その他、町長が必要と認める書類	1 事業費の分かかる見積書等の写し 2 その他、町長が必要と認める書類（実績報告書） 1 領収書の写し 2 その他、町長が必要と認める書類	(交付申請) 1 除却工事費の分かかる見積書等の写し 2 位置図（付近見取図） 3 現況写真 4 登記事項全部証明書（建物及び土地） 5 全ての権利関係者に係る同意書（様式第12号） 6 確約書（空家又は特定空家の相続手続きが完了していない場合）（様式第13号） 7 除却工事施工同意書（空家等が複数の者の共有である場合）（様式第14号） 8 除却工事業者が建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める上工事業、建築工事業、解体工事業の許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく岡山県知事の登録を受けていることを確認できる書類 9 その他、町長が必要と認める書類（実績報告書） 1 除却工事に係る工事請負契約書の写し 2 除却工事の着工前及び着工後の写真 3 産業廃棄物があつた場合は産業廃棄物管理票に票の写し 4 領収書の写し 5 その他、町長が必要と認める書類

奈義町空家等寄附受け事業要綱

令和2年6月8日

要綱第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の所有者から寄附依頼のあった土地及び建物を町において寄附受けし、町内における空家を原因とした景観等の悪化を解消し、かつ、空家の有効活用を通じた地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 所有者 空家及びその敷地にかかる所有権その他の権利により、当該物件を売却できる者をいう。

(寄附受けする物件)

第3条 当該事業により寄附受けする対象の物件は、町内の空家及びその敷地並びに所有者が所有権を放棄した当該物件に存する動産（以下、「寄附物件」という。）とする。

(寄附受けの条件)

第4条 当該事業の対象となる物件は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 所有者に寄附する意思があること。

(2) 土地・建物を合わせ、同時に寄附することができること。

(3) 土地・建物に抵当権等、第三者の権利が設定されていないこと。

(4) 町が寄付を受けた後の当該土地・建物の維持管理に係る地域住民等の同意が得られていること。

(5) その他、当該土地・建物を寄附受けすることにより、公共の福祉の増進又は、地域の振興に寄与することが認められること。

(事前協議)

第5条 第3条に規定する物件を町に寄附しようとする者は、あらかじめ町長に協議を行うものとする。

2 前項に規定する事前協議は、事前協議書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(協議会の設置)

第6条 町長は、前条の規定による事前協議のあったときは、寄附物件の取扱いについて、奈義町空家対策協議会（以下「協議会」という。）に、諮問することとする。

(協議事項)

第7条 協議会では、寄附物件について、公共性、利活用方法、市場での流通性等について

検討し、寄附受けの適否について協議する。

(寄附受けの決定)

第8条 寄附受けの決定に当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴いた上で、町長が決定するものとする。

(寄附受けの手続き)

第9条 前条の規定により、寄附受けを決定した場合は、土地・建物について所有者等から以下の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 寄附申込書（様式第2号）
- (2) 登記承諾書（様式第3号）
- (3) 動産の所有権放棄にかかる誓約書（様式第4号）
- (4) 完納証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他、町長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

奈義町空家整備促進事業補助金交付要綱

令和2年8月1日

要綱第31号

(目的)

第1条 この要綱は、町が寄附受けした地域の空家を整備し、景観の向上と地域住民の福祉の増進に資するため、奈義町空家整備促進事業（以下「事業」という。）補助金の交付及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「空家」とは、奈義町空家等寄附受け事業要綱（令和2年要綱第23号）により町が寄附受けした空家をいう。

(対象事業及び事業主体等)

第3条 この要綱により対象となる事業は、町内の空家の改修、修繕及び除却工事で、町長が適當と認める団体又は地区（以下「地区等」という。）が事業主体となるものとし、この要綱の定めるところにより町は補助金を交付する。

(補助金額)

第4条 前条の規定により対象となる事業の補助率は、10分の10以内とする。

- 2 交付金額の上限は改修、修繕工事については500万円、除却工事については300万円とする。
- 3 前項に規定する交付金額の上限は、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(事業承認申請)

第5条 対象事業を実施しようとする地区等は、事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設計書及び見積書
- (3) 位置図
- (4) 工程管理表
- (5) 平面図及び詳細図
- (6) 収支予算書
- (7) 事業実施確約書（様式第2号）
- (8) 実施体制図
- (9) その他、町長が必要と認める書類

(事業承認)

第6条 町長は、事業承認申請書を受理したときは、事業の採択又は不採択を決定し、事業採択通知書（様式第3号）により、また、不採択の場合は事業不採択通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区等は、交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長が指示する日までに申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付の決定をするものとする。この場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため、必要に応じて条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 町長は、補助金交付の決定をしたときは、速やかに交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（報告事項）

第10条 申請者は、特別な事由により事業内容に変更が生じた場合及び予定期間内に事業が完了できなくなった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（報告書の提出）

第11条 申請者は、対象事業が全て完了したときは、完了の日から20日以内又は、2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書（様式第8号）

（2） 完成写真（2部）

（3） その他関係書類

（検査等）

第12条 町長は、申請者に対し、対象事業及び補助に関し必要な指示をし、報告を求め検査する。

（補助金の減額及び交付決定の取消し並びに補助金の返還）

第13条 町長は、対象事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の額を減じ、決定した補助金交付の一部若しくは全部の取消し又は補助金の返還を命ずることがある。

（1） 補助金交付決定をした条件に違反したとき。

（2） 対象事業以外の用途に使用したとき。

（3） 工事費実績が予定事業費に比べて著しく減少したとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度に着手する事業から適用する。

奈義町空き家情報バンク制度運営要綱

平成23年6月1日

要綱第12号

改正 平成28年3月31日要綱第7号

平成31年4月1日要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、町内に所在する空き家の有効活用を通じて、居住支援の充実、定住促進による地域の活性化を図るため、岡山県空き家情報流通システム運営要綱（平成21年10月6日施行）に基づき、空き家の情報提供から入居決定までの支援及び入居者が地域活動に安心して参加できる環境づくりなどの支援を行うため、奈義町空き家情報バンク制度運営要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定める。

(空き家の定義)

第2条 この要綱において、空き家とは、次の要件の両方を満たす家屋とする。

- (1) 町内に所在する民家であること。
- (2) 家屋等を売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を行うことができる権利を有する者（以下「所有者等」という。）の申請及び承諾に基づき、町が情報提供を行うものであること。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、この要綱以外による空き家の取引を規制するものではない。また、交渉及び売買等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(物件の掘り起こし及び登録等)

第4条 町長は、広報紙、ホームページ等への募集記事掲載等により、空き家候補物件の掘り起こしを積極的に行う。また、所有者等に対し、次の内容について説明し、同意を得るものとする。

- (1) 空き家取り扱いの流れ
- (2) 媒介契約の概要
- (3) 下見会の実施
- (4) 空き家の物件調査の実施
- (5) 奈義町ホームページ等への空き家情報の掲載
- (6) 空き家に関する情報の利用

(物件の登録)

第5条 物件登録を希望する所有者等（以下「登録希望者」という。）は、町長に奈義町空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）を提出する。

2 町長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、奈義町空き家情報バンクに登録するとともに、その旨を当該登録希望者に奈義町空き家情報バンク登録完了書（様式第3号）により通知するものとする。

- 3 町長は、社団法人岡山県宅地建物取引業協会及び社団法人岡山県不動産協会で構成される岡山県サブセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に、当該物件を取り扱う業者の募集を宅地建物取引業者の募集依頼書（様式第4号）により依頼する。
- 4 町長は、奈義町空き家情報バンクに登録をしていない物件で、奈義町空き家情報バンクによることが適當と認められるものは当該所有者等に対して奈義町空き家情報バンクへの登録を勧めることができる。

（登録事項の変更）

第6条 前条第2項に規定する通知を受けた登録希望者（以下「物件提供者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に奈義町空き家情報バンク登録変更届出書（様式第5号）により届け出なければならない。

（登録の抹消）

第7条 物件提供者は、当該物件に係る所有権その他権利に異動があったときは、町長に奈義町空き家情報バンク登録抹消届出書（様式第6号）により届け出なければならない。また、町長が必要と認めるときは、当該物件を抹消するとともに、その旨を当該物件提供者に奈義町空き家情報バンク登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（宅地建物取引業者の決定）

第8条 運営協議会は、当該空き家を取り扱う宅地建物取引業者（以下「取引業者」という。）の応募状況について、町を経由して物件提供者等に報告する。

- 2 物件提供者は取引業者を選定し、宅地建物取引業者の選定報告書（様式第8号）により町を経由して運営協議会に報告するとともに、原則として宅建業法に定める媒介契約を締結する。

なお、町長は登録物件提供者又は取引業者から必要な情報の提供について依頼があったときは協力することができる。

（情報の掲載）

第9条 運営協議会は、取引業者が取り扱うこととなった空き家物件（以下「取引物件」という。）を宅地建物取引業法第34条の2に定める指定流通機構に登録し、運営協議会が運営する住まいいる岡山の市町村等リンク専用ページに登録する。なお、取引物件には、岡山県空き家情報流通システムによる取引物件である旨の記載を行う。

なお、住まいいる岡山の岡山県空き家情報流通システムに不具合が発生した場合、町は一切の責任を負わないものとする。

町長は、運営協議会が登録した取引物件に関する情報及び関連情報を、町ホームページに掲載することができる。

（入居者の決定）

第10条 取引業者は、取引物件に対する問い合わせ、物件確認、申し込み等の状況を町を経由して物件提供者に取引物件に対する問い合わせ等状況報告書（様式第9号）により報告する。

2 物件提供者及び取引業者は、取引物件に対する賃借、又は購入申込者（以下「申込者」という。）を決定する。なお、取引業者と申込者は、宅地建物取引業法に基づき契約を締結する。

3 申込者は、契約締結後町長がこの要綱を運営する上で必要な書類の提供に協力する。
(入居者への支援)

第11条 町長は、入居者が地域活動に安心して参加できる環境となるよう、入居後の支援に努める。

(暴力団員の排除)

第12条 町長は、登録希望者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると客観的に認めるに至ったときは、候補物件の登録以前にあっては、それを受け付けることはできず、また、候補物件登録以後にあっては、ただちに当該奈義町空き家情報バンクの登録を抹消しなければならず、あるいは、当該賃借又は購入に係る申込を受け付けることはできない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第7号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

奈義町民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱

令和2年7月10日

要綱第28号

改正 令和3年4月1日要綱第16号

(目的)

第1条 この補助金は、奈義町内に賃貸住宅を建設、既存家屋を賃貸用の住宅に供するためのリフォーム（住宅の機能維持又は機能向上のための工事をいう。以下同じ。）又は既存の賃貸住宅をリフォームする個人及び法人に対して、建設費用の一部を助成する奈義町民間賃貸住宅建設助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令(以下「建築基準法等」という。)の基準に適合しているもの
- (2) 戸建1戸以上又は1棟あたり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する一般向け集合住宅(長屋も含む。)
- (3) 各戸の床面積(集合住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。)は壁芯間の寸法により算定し、40平方メートル以上であるもの。ただし、必要によりそれを下回る場合であっても、最低住居面積水準を満たすこととし、その戸数は全体戸数の半数以下であるもの
- (4) 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されているもの
- (5) 各戸に専用駐車スペースが2台分以上確保されているもの
- (6) 上水道及び公共下水道又は合併処理浄化槽に接続しているもの
- (7) 次に掲げる建築物でないもの
 - ア 組立て式仮設住宅
 - イ 公共事業等により補償を受けて新築するもの

2 この要綱において、「事前協議」とは、事業者が計画した民間賃貸住宅の整備内容について、事前に協議を行うことをいう。

3 この要綱において、「認定申請」とは、助成金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする個人又は法人(以下「事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していない個人又は法人

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

(3) 国、県、他の団体等から本事業と重複する助成金等の交付を受けていない者
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、民間賃貸住宅の建築一式工事及び外構工事、リフォームにおいて足場設置や資材搬入を除く家屋本体への工事に要する経費とする。ただし、本要綱により補助を受けた民間賃貸住宅については、当該補助金の交付後、10年を経過した最初の3月31日までの期間は、対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1戸当たり100万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、集合住宅等建設に対する補助金の額は、建設する戸数1戸当たり50万円とし、同一の補助対象者に交付する補助金の額は、同一年度において1,000万円を限度とする。

2 賃貸住宅転用リフォームに対する補助金の額は、次に掲げる対象経費の2分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一の補助対象者に交付する補助金の額は、同一年度において100万円を限度とする。

(1) 賃貸用に供する家屋本体（建築設備を含む）の修繕又は更新に係る経費（他の事業費補助金の交付を受ける場合は、その対象経費を除いた額）

(2) 賃貸住宅部分とそれ以外の部分のリフォームを同一事業で行う場合は、経費を床面積で按分し、賃貸住宅部分に相当する額として算定した額

3 賃貸住宅リフォームに対する補助金の額は、次に掲げる対象経費の2分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一の補助対象者に交付する補助金の額は、同一年度において100万円を限度とする。

(1) 既存の賃貸住宅（建築設備を含む）の修繕又は更新に係る経費（他の事業費補助金の交付を受ける場合は、その対象経費を除いた額）

(2) 賃貸住宅部分とそれ以外の部分のリフォームを同一事業で行う場合は、経費を床面積で案分し、賃貸住宅部分に相当する額として算定した額

(事前協議及び中間検査)

第6条 事業者は、計画した民間賃貸住宅の整備内容について、補助金交付認定申請に係る事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に対し事前に協議しなければならない。

(1) 設計図面

ア 附近見取図、配置図（附帯施設の計画も含む）

イ 各階平面図

ウ 平面詳細図（間取り別）

エ 立面図

オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積が分かるもの）

カ 断面図

- (2) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）
 - (3) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、事前の協議に際し、本要綱に基づき助言するものとする。
- 3 町長は、本要綱に基づき、適正に施工しているか中間検査を実施することができる。
(補助金の認定申請及び交付認定)

第7条 事業者は、事前協議を終了し、建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を要する場合は、当該民間賃貸住宅に係る確認済証の交付を受けた後に、補助金交付認定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 設計図面

- ア 附近見取図、配置図（附帯施設の計画も含む）
 - イ 各階平面図
 - ウ 平面詳細図（間取り別）
 - エ 立面図
 - オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積が分かるもの）
 - カ 断面図
- (2) 工事請負契約書（写）（※自らが施工する場合は不要）
 - (3) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書（写）又は使用貸借契約書（写）
 - (4) 個人の場合は、事業者の住民票、法人の場合は、商業登記簿謄本
 - (5) 誓約書兼同意書（様式第3号）
 - (6) 建設工事見積書（補助対象経費が分かるもの）
 - (7) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）
 - (8) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定に基づく認定申請があったときは、その内容を審査し、交付認定の可否について、補助金交付認定（不認定）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更及び変更承認）

第8条 前条第2項の規定に基づき補助金の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る内容を変更しようとするときは、補助金認定内容変更申請書（様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは、その内容を審査し、変更承認の可否について、補助金認定内容変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第9条 認定事業者は、民間賃貸住宅の完成後30日又は交付認定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を

添えて、町長に補助金の交付申請を行わなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証の写し又は建築工事届の写し

(2) 完成写真

ア 建物の外観（2面）

イ 住戸（各タイプ毎）の各居室、便所、洗面設備、浴室、屋外附帯施設（ごみ集積所、駐車場）

(3) 完成図面（変更がない場合は不要）

(4) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）

(5) その他町長が必要であると認めるもの

2 町長は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、補助金交付（却下）決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下「受給者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第11条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。

(3) 補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し、又は担保に供したとき。この場合において、相続による権利の異動については、この限りでない。

(4) 補助金の交付の決定内容又はこの要綱の規定若しくは建築基準法等に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第11号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（新築した民間賃貸住宅等の管理）

第13条 受給者は、補助金の交付を受けた日から10年間（以下「管理期間」という。）は新

築又はリフォームした民間賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

- 2 受給者は、管理期間中は対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない旨を定めた契約に限り、事前に民間賃貸住宅売買等通知書（様式第12号）に当該取引に係る契約書の写しを添えて、町長に提出の上、対象住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）は、この要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、受給者（引継者を含む。以下同じ）は、民間賃貸住宅用途変更等承認申請書（様式第13号）を町長に提出し、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、民間賃貸住宅用途変更等承認通知書（様式第14号）の通知により管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。
- 4 受給者は次に掲げる事項を入居者に遵守させるよう努めなければならない。
 - (1) 居住する地区の自治会等に加入し、地域活動に参加すること。
 - (2) 共同施設の適正な管理を行い、周辺環境を阻害しないようにすること。
- 5 次に掲げる者は入居させてはならない。
 - (1) 個人が建設する賃貸住宅にあっては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族
 - (2) 法人が建設する賃貸住宅にあっては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族
(報告等)

第14条 町長は、管理期間中にあっては、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年6月1日以後に建築等の確認申請又は建築工事届の提出があったものから適用する。

附 則（令和3年4月1日要綱第16号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。